

## 議第51号

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例の制定について

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例

京都市共葬墓地条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1,100円」を「1,400円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区 分	使用料（1平方メートルにつき）
京 都 市 若 王 子 山 墓 地	100,000 <sup>円</sup>
京 都 市 大 日 山 墓 地	125,000
そ の 他 の 墓 地	150,000

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成21年度分の保繕料から適用し、平成20年度分までの保繕料については、なお従

前の例による。

提案理由

使用料及び保繕料の適正化を図る必要があるので提案する。